

令和6年度 ステップアップ研修会 開催要領

1 目的

特定給食施設における栄養管理については健康増進法第21条に定められている。特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならないとされている。香川県では、特定給食施設よりも小さい規模であっても準ずるように指導しているところである。

具体的に栄養管理（基準には衛生管理も含まれている）を実施するにあたり、その際の考え方について整理する。

これらについて明日からの業務に活かせるよう学習し、スキルアップを図るとともに同職種連携を深めることを目的とし、新入会員はじめ全会員を対象とした研修会を開催する。

- 2 日時 令和6年8月17日（土） 13:00～16:25
3 場所 高松市仏生山交流センター 2階研修室
高松市仏生山町甲218番地 TEL (087) 889-6555

4 内容及び日程

13:00～13:15 受付

13:15～16:25 テーマ「給食管理の基本について

～栄養管理の基準に基づく給食管理・衛生管理の
具体的実施のための考え方～

講師 元県職員 管理栄養士 加村晴美

※10分休憩を含む

※グループワークはワールドCaféスタイルを取り入れる

- 5 対象 会員・非会員（栄養士養成校卒業年次学生を含む）給食委託会社栄養士
6 受講料 栄養士会員「振替」研修のため無料

- 7 その他 この研修は、生涯教育実務(演習)振替認定PM1単位とする。
別紙申込書にて7月31日（水）までに香川県栄養士会事務局へ下記必要事項を記載の上 E-mail にてお申し込みください。
(メールアドレスをお持ちで無い方は FAX での申し込みも可能です)

※この用紙で申し込みをして下さい。

8月17日(土) ステップアップ研修会に申込みます

7月31日(水) 事務局必着

香川県栄養士会事務局 FAX 087-811-2859 又は E-mail info@kagawa-eiyo.or.jp

| | |
|-----------|--|
| 職域名 | 医療 () 学校健康教育 () 勤労者支援 () 研究教育 () 公衆衛生 () 地域活動 () 福祉 () |
| 参加者氏名 | |
| 勤務先 | 施設名 : TEL : FAX : e-mail : |
| 香川県栄養士会会員 | () 会員 (会員番号 :) () 当日入会【入会金 1000 円・会費 15000 円】 |
| 施設における課題 | |